

こんな時は市子ども課へご連絡ください！

●入所の要件が変わった時

何の要件で入所しているか確認する必要があるため、変更後の状況を証明する書類をご提出ください。

退職し求職活動する	求職活動申立書 (2か月以内の就労が必須)
就職した	就労証明書
自営業を始めた	就労証明書
家族の看護・介護をすることになった	保育の必要性の申立書
病気療養することになった	診断書

●母が妊娠した時

産前産後の予定によって、上のお子様^①が在園継続できる期間が変わります。また、育児休暇中は短時間認定の変更手続きが必要となりますので、母子手帳の交付を受けたら写しを提出の上、予定をご相談ください。



●世帯の状況が変わった時

変更後の内容を変更届に記入してご提出ください。

- ・住所の変更(市外へ転出する場合は、特に早急にご連絡ください。)
- ・婚姻・離婚に伴う保護者変更や氏変更

★各種書類の用紙は、各園や市子ども課に置いてあります。

★書類提出を怠ったり虚偽の申出が判明した時には、在園資格を取消しますので、必ず適切な手続きを行ってください。